

自殺の悪さについての哲学的な議論の調査⁽¹⁾

蝶名林 亮

1. 自殺についての問いの分類

自殺⁽²⁾についての問いは、古今東西の哲学・思想の中で長きに渡って問われ続けている、ある意味、最も身近な哲学的問いの1つであろう。

自殺を巡る問いは様々にあるが、大まかに言って、次の3つの問題群に分類することができる。

(1) 本稿の作成にあたり2名の匿名査読者より有益なコメントを頂いた。この場を借りて感謝申し上げる。

(2) 「自殺」という言葉の使用自体がある種の偏見を含んだものであり問題があるとされることがある。たとえば、「自殺」という言葉は、それが悪いものであるという評価的な要素が入っているように見え、そのような想定は受け入れられないから「自殺」ではなく評価的な要素を持たないように思える「自死」という言葉を使うべきだと考えている人もいる。ただ、英語の歴史を見ると、self-killingのような既に倫理的な要素を含んでいるように思える言葉と区別する意図を持って、John Donneが*Biathanatos* (Donne 1608) の中で‘self-homicide’という言葉を考案し、この言葉から‘suicide’という言葉が生まれたとされる(松永 2002、p. 12)。つまり、「自殺」に対応する‘suicide’は、それ自体は評価的にニュートラルなものとして考案されたということである。このように考えてくると、「自殺」よりも「自死」を好むことが正当なことであるか、疑わしくなる。

本稿が問おうとしていることは、一般的に「自殺」という言葉で表現される現象の価値についてである。この問いを考察する上で、それだけで道徳的に悪いものであるような印象を与える「自殺」という言葉を使うことはやはり好ましくないと考えることもできる。だが、「自死」という言葉を使ったとしても、この言葉が指す現象が道徳的にニュートラルであるという1つの考えをやはり同じように示唆してしまっているように思える。我々が問いたいのは「自死」、「自殺」と呼ばれる現象にどのような価値があるかという問いであり、この探求をはじめの前から、既に「自殺は悪いこと」、もしくは、「自死自体は価値的にニュートラル」という想定を持つことは不適切であろう。

このように考えると、「自殺」と「自死」のどちらを使用すべきか、もしくは、他の言葉を使うべきか、という問いが浮上してしまうが、他に適当な言葉が筆者には見つからないので、本稿では「自殺」を‘suicide’の訳語として用いる。

①【自殺の道徳的価値についての問い】

自殺はどのような場合でも道徳的に許容できないものなのか？それとも許容できる場合もあるのか？

②【自殺の理由についての問い】

人はなぜ自ら命を絶つのか？自殺者は自律的な判断によって自ら生命を絶っているのか？それとも、社会的な要因や本人が制御できない精神医学的な要素が自殺の主な原因なのか？

③【自殺の形而上学的な地位についての問い】

自殺とはそもそも何か？ある行為が自殺であるとはどのような場合か？他者の幫助によって命を絶つことも、そのような幫助を介さない自殺と同様に自殺と呼べる行為なのか？自殺は通常考えられているように行為の一種なのか。それとも、行為と呼べるようなものではないのか？

これらの問いは典型的に哲学や倫理学で問われてきたものだが、それ以外の分野でも自殺についての研究は様々になされてきた。たとえば、②を探究するためには、自殺者の心理状態について研究する必要があるが、そのような研究は社会心理学などで蓄積がある。また、自殺の社会的要因に関する研究も、デュルケーム以降、社会学においてなされてきているが、これも②に答えるためには重要なものだろう。また、ゲーテの『若きウェルテルの悩み』をはじめとして、自殺は作品の題材として多くの文学者に取り上げられてきた。文学作品によって自殺の理由が物語的に語られるということも考えられる。

上述した3つの問いの内容はそれぞれ独立しているが、それぞれの問いには関連性がある。たとえば、「○月×日にPが自殺したことは道徳的に悪いことだったのか」という個別の事例の是非を問うことは、自殺の価値を問うていることであるから①の問題群に属する問いであるが、この事例が許容されるのか否かを問うにはPの自殺の理由を参照する必要があるだろう。ということは、この問いに答えることは、部分的に②の問いへの探究にもなるということである。また、②への答えが①への答えに重要な示唆を与える場合も考えられる。もし、哲学で伝統的に想定されてきた「自律的な死」なるものが実際にはほとんど存在せず、多くの自殺は社会的・精神的な要因によるものであったことが示されたとする。この結論は、①を考える上で重要な知見になるだろう。さらに、このことは③の自殺の形而上学的な地位についての探究にも大きな影響を与えるだろう。もし自殺が自律的な行為でないとすると、自殺を行為の一種だとする伝統的な考えは否定されることになるかもしれない。

自殺についての問いが異なる学問分野で探究されつつも相互に関係しあうものであることは、自殺研究が高度の学際的な性質を持っていることを示唆している。

筆者の主な研究領域は現代の英語圏で広く実践されている分析哲学系の倫理学であるが、本稿ではその視点から、①の問題群に焦点を絞って、論じていく。分析哲学は西洋哲学の流れを

汲むものであるから、本稿も主に西洋の伝統の中で論じられてきた自殺についての議論を中心に検討していくことになる。

本稿で筆者が目指すことは、自殺についての何か特定の立場を擁護したり論駁したりすることではなく、①の問題群を整理し、それにより、自殺を巡る複雑な問題群を見通すための良き案内図となるようなものを示すことである。この方針の下、まずは主な自殺禁止論を紹介していく。その上で、それらの論証への反論という形で、自殺擁護のための論証も適時紹介していく。本稿の目的はあくまで先行研究の紹介・整理というサーヴェイ的なものではあるが、紹介する主張・論証について、筆者の見解も多少示していく。その意味で、本稿が目指すところは、①の問題群についての批判的サーヴェイということになる。

自殺禁止論から見ていくという体裁をとるため、自殺を積極的に擁護する議論、たとえば生命倫理学の分野で研究の蓄積がある自殺の権利に訴える議論などは、紙幅の関係もあり、直接的には触れない。また、ある哲学者が提示した自殺禁止論・自殺擁護論の全体像を示すということもしない。この方針から、たとえば西洋の自殺論に大きな影響を与えたトマス・アクィナスの『神学大全』での議論や、ヒュームが『自殺について』の中で示した議論、解釈上でもいくつかの重要な問いがあるカントの自殺についての議論、そして、我が国でも広く読まれているショーペンハウアーの自殺についての見解などを、体系的に解説するということはしない。歴史上の哲学者への言及は、たとえば、「トマス・アクィナスが提示したAという考えは、以下のような自殺禁止論につながる」という程度にとどめる。

2. 自殺は神の意図に反するから悪い⁽³⁾という主張

はじめに、キリスト教の伝統に由来を持つ自殺についてのいくつかの考えを検討する。それは、西洋の伝統において、キリスト教の伝統が自殺に関する哲学的な考察に与えた影響は大きく、これらについて確認しておくことは、自殺を巡る論争の見通しを立てるのに重要であると思われるからである。

神に訴える議論は、一見すると、神を信じない人にとってはそれほど説得力を持つものではないように思える。しかし、洗練された神に訴える論証は、神を信じない人にとっても説得力を持ち得る。たとえば、広く受け入れられている道徳的信念（虐待は悪い、奴隷制は許容されない、など）の確実性から神の存在を擁護する議論や、神についての想定を1つの仮説とし

(3) 「悪い」という言葉と「許容されない」「非難の対象である」などの他の規範的・価値的な言葉がどのような関係になるか、議論がわかる。たとえある自殺の事例が悪いものであったとしても、それが許容される場合もあるかもしれないし、非難の対象とまではならないかもしれない。このため、自殺について、自殺を悪さという観点からではなく、許容性や非難可能性という観点から探求することも可能かもしれない。本稿ではこれらの問題はひとまず脇へ置き、ある行為が悪いということはその行為をした行為者が道徳的な意味で非難の対象となると想定し、議論を進めていく。

て、そこからこの仮説によってどれだけ倫理の基礎づけが成功するのかという議論があるが (Adams 1987, 1999)、これらははじめから神に関する想定を受け入れていない人にとっても (もし論証として成功しているのであれば) 説得力を持ち得るものである。だから、神に訴える論証を、「私は神を信じていないので受け入れることはできない」と退けることは、それほど簡単ではない。

この点も含めて、以下でいくつかの典型的な自殺禁止論を見ていく。

2-1 自殺は殺人であるから悪いという主張

まず「自殺を殺人であり、そのために悪い行為である」という考えについて、検討していく。この考えの内実は以下のような論証として理解することができる。

[前提①] 殺人は悪い行為である。

[前提②] 自殺は殺人の一種である。

[結論] 自殺は悪い行為である [①と②からの推論]。

西洋哲学の歴史の中でこのような議論を提示したのはアウグスティヌス (Augustine of Hippo) である (Augustine 1958)。アウグスティヌスは聖書で示される十戒の1つである「人を殺してはならない」という文言から、まずは上の論証の [前提①] を提示する。そして、これは自分自身も破壊してはならないという意味を含んでいるとして [前提②] を提示し、そのことから、自分自身の破壊である自殺は悪い行為であると主張した ([結論]) (De Civ. Dei i, 20)⁽⁴⁾。

アウグスティヌスの主張には、殺人は神が聖書で示した考えであるから悪い、という想定があり、神によって道徳を基礎づけようとする試みを否定する人にとっては最初からさしたる説得力を持たないかもしれない。しかし、たとえ殺人の悪さが神に関する事実によって基礎づけできないとしても、殺人は悪い行為であることを積極的に否定する人は少ないだろう。もし殺人は悪いという想定を受け入れるのであれば、この主張を根拠に自殺の悪さを主張するアウグスティヌスの主張は、神についての想定を受け入れない人にとっても一定の説得力を持ち得る。

アウグスティヌスに端を発するこの主張に対して、次のような反論を加えることができる。

反論①：上の論証によって自殺の悪さを擁護するには、[前提①] をかなり強くとらなければならなくなる。即ち、上の論証によって [結論] を擁護するためには、[前提①] は、殺人は

(4) このような論証をアウグスティヌス本人が明示的に示しているわけではない。ここで示した論証はあくまで筆者によるアウグスティヌスの主張の理解に基づいている。以下でもこのような方針で論証を提示し、論点の明確化をはかっていく。

どのような場合でも悪いという、かなり強い主張として理解される必要が出てくる。そうなる
と、たとえば正当防衛のための殺人や死刑執行のための殺人も認められないということになる
が、この含みは議論がわかるだろう。

反論②：聖書の中にはっきりと自殺を禁じている記述はない。むしろ、聖書では他の形の殺人
(戦場での殺人など⁽⁵⁾)、他者のために自分の命を投げ出すことが⁽⁶⁾認められている。だから、
たとえ聖書の文言の有効性を受け入れたとしても、この論証によって自殺が悪いという主張を
擁護することはできない。

反論①を退けるには、全ての殺人は悪いと主張する必要がある。この主張は全く見込みがな
いものではない。たとえば、正当防衛の事例について、許容できないものではないがやはり悪
い行為である、と主張して、全ての殺人は悪いという主張を擁護できるかもしれない。ただ、
正当防衛が悪いとまで言えるかどうかは議論がわかるであろうから、この戦略によってこの
論証を擁護することには困難が付きまとう。

また、この反論から、悪い殺人と悪いとまでは言えない殺人を区別し、自殺が前者に入る説
得的な理由がないと主張して、上述の論証を退けることもできる。正当な理由もなく他者を死
に至らしめた場合は明らかに道徳的に悪いと言えるが、その人を殺さなければ相当な苦痛を強
いられる (DVの事例など) 場合などは、たとえその人を殺したとしても道徳的に悪いとま
では言えないかもしれない。

反論②は、この論証が神が道徳の源泉となるという想定に基づいて与えられたものだったこ
とを考慮すると、その重要性がわかる。前述したように、この論証は必ずしも神が道徳の源泉
であるという想定を受け入れる人のみに説得力を持つものではないが、そのような想定を受け
入れる人にとっては、聖書の記述から自殺禁止が導き出せるかという問いは重要であろう。反
論②は、そのような人たちにも自殺は悪いという結論を受け入れる説得的な理由がないとの主
張である。

以上のことから、上の論証によって自殺の悪さを擁護することは困難であるように思える。

(5) たとえばサムエル記上 (15.3) やヨシュア記 (4.13) には神がイスラエルの人々に対して戦争を命じる場
面がある。

(6) ヨハネ記 (15.13) には、「友のために命を捨てることにまさる愛はない」という記述がある。ここで言う
ところの「友」が何を指すかによってこの主張の含意に変化が出てくるが (現にキリスト教を信奉してい
る人々のみか、キリスト教を信奉する可能性がある人々も含めるのか、など)、いずれにしろ、この箇所
では他者のために自分の命を捨てる行為が賞賛されているということになる。

2-2 自殺は神が定めた因果の法則に反するから悪いという主張

アウグスティヌスからトマス・アクィナスへと至るカトリックの自殺についての議論の中で、神が定めた人間が従うべき規範として「自然法」を想定し、そこから、自殺は神が定めた自然法に反する行為であるから悪いとする主張がしばしばなされる。

[前提①] 自然法に逆らうことは悪い。

[前提②] 自然法とは神が定めた因果の法則である。

[前提③] 自殺は神が定めた因果の法則に逆らうものである。

[結論] 自殺は悪い (Ferngren 1989, pp. 155-181, Pabst Battin 1996, pp. 41-48 参照)。

この論証は [前提①] を受け入れられない人にとっては説得力を持たない。その意味で、この論証は神と道徳的な悪さの関係を否定する人には受け入れられないものである。だが、たとえ [前提①] を受け入れたとしても、次のような問題が残る。

反論：人間を含めた全ての生物は自らの福利 (their own prudence) のために動くようにできしており、それに従って動くことは、自殺も含めて、因果の法則に依存しているものであるから神の法に逆らうものではない。同様に、自殺という行為も因果の法則に依存しているものである。それにも関わらず自殺は悪いと主張するには、人間の命には重要な価値があり、それを破壊することは例外的に許されていないという議論をしなければならない (Hume 1783 参照)。

このように、自然法を因果の法則と理解して自殺を禁止する論法は擁護が難しい。ただ、上述の反論の後半部で言及されているが、もし人間の命に何か特殊な価値があると主張することができれば、それを破壊する行為である自殺は悪い行為であると主張することもできるかもしれない。この点については以下で詳述する。

2-2 自殺は自己保存の法則に反するから悪いという主張

多くの人々は、自分の幸福・福利を大切に思って生きている。少し疲れてきたと感じたら、無理をしないで休もうと思ったり、気分が優れない時は気晴らしに趣味の時間を持とうと思ったりする。これは、人間が自分のことを大切にするという意味で、自己保存的 (self-preservation) な傾向性を持っているということであるが、このような人間の特徴から次のような仕方ですべての自殺の禁止を主張する議論もある。

[前提①] 自然法に逆らうことは悪い。

[前提②] 人間は自己保存を望み実行する傾向性を持つ。

[前提③][前提②]から、自己を破壊しないことが神が定めた自然法の内容であることがわかる。

[結論] 自殺は悪い (Aquinas, part II, Q64, A5)

この論証も[前提①]の神についての想定を受け入れられないのであれば説得力を持たない。しかし、たとえこの前提を受け入れても、次のような問題が残る。

反論：もし自殺が自愛についての自然法に反するものであるということになると、その他の自愛を否定するような行為も全て法に適っていない行為ということになる。だが、自愛を否定するような行為でも、自然法に反しないとされる行為はいくつもある(殉教、自己犠牲など)。このことから、自愛に反するという理由で自殺は悪いと結論することはできない([前提③]の否定)。

このように考えると、たとえ神にについての想定を受け入れても、上の論証によって自殺を擁護することには困難が付きまとうことがわかる。

2-3 人間の命は神の所有物だとの主張

人間の命は神が所有しているものであるという考えもキリスト教の伝統の中ではしばしば挙げられる(「詩篇」24、「マタイ伝」18、23-25)。このような考えに訴えて、次のような論証を考えることができる(Aquinas, part II, Q64, A5, Locke, Ch 2, Para 6⁽⁷⁾)。

[前提①] 人間は神の所有物である。

[前提②] 自殺は神の所有権を侵害する行為である。

[前提③] 所有権の侵害は悪い。

[結論] 自殺は悪い。

この論証に対しては次のような反論が考えられる。

反論①：神が我々を創造したことを認めたとしても、我々を神の所有物であると考えことに困難が伴う([前提①]の否定)。それは、我々人間には自由意志があり、自らの行為を自分

(7) ロックはしばしばこのような議論を提示したとみなされるが(Holley 1989 p. 104, Cholbi 2012)、ロックは自己保存以上の何か高貴な用途(nobler use)がある場合は、自殺や他の被造物を破壊することを認めているので、自殺はどのような場合でも認められないと主張しているわけではない(Locke, Ch 2, Para 6)。

で決めることができる能力を有しているように思えるからである。自由意志を持った存在が他者の所有物になると考えることは難しい (Cholbi 2012)。

反論②：神は自らの所有物が破壊されることを望まないということになるが、神とはそもそも何かを失うような存在ではないのではないかと。となると、人間が勝手に自殺をしたとしても、神の権利の侵害になるということはない ([前提②] の否定) (Holley 1989)。

反論③：神は慈愛に満ちた存在であるはずだが、そのような神が悲劇的に自殺した人間を許さないということがあるだろうか。つまり、たとえ自殺が神の所有権の侵害であったとしても、相当においつめられた末の自殺であった場合などは、神はそのような行為を許すはずであり、やむにやまれぬ自殺は悪い行為ではないと考えることができるということである ([前提③] の否定) (Cholbi 2012)。

2-4 小括

以上、キリスト教の伝統に端を発する自殺禁止論の代表的なものを見てきた。それぞれの論証が持つ神についての想定を受け入れたとしても、自殺は悪いと結論することには困難さがつきまとうことが示された。このことから、神に訴える種類の自殺擁護論には困難が伴っていることがわかる。

3. 自殺は自殺者以外を害するから悪いという主張

自殺擁護論者は、自殺がどんな害を他者に与えるとしても自殺は擁護できるというような絶対自殺擁護論と呼ぶことができる強い主張は通常しない。典型的な自殺擁護論は、「他者への義務を果たしているのであれば、自殺は認められる」という条件付きの主張である。たとえば、自らが自殺することによって死を望まない人たちも死んでしまうという状況にあった場合、自殺を容認することは難しいだろう。

このように、自殺擁護論と言っても、通常は他者への義務が果たされているのであればという条件付きのものだが、このような穏健な自殺擁護論に対して、自殺はどのような場合でも自殺者以外に何らかの害 (harm) を与えると主張することで、自殺禁止論を擁護する道もある。この考えはアリストテレスの『ニコマコス倫理学』の中にその萌芽を見ることができる (1138a 5-14)。トマス・アクィナスもアリストテレスに言及しつつ、自殺が自分以外のものへの害になることを主張している (Aquinas, part II, Q64, A5)。

自殺者以外への害に訴えることで、以下のような論証を提案することができる。

[前提①] 自殺は必然的に自殺者以外への害を伴う。

[前提②] 自殺が必然的に伴う害は、道徳的に悪い。

[結論] 自殺は悪い。

3-1 自殺は特定の個人を害するという主張

上の論証の「前提①」を擁護するために、家族や友人などが自殺によって被る害を挙げることができる。たとえ自殺者が家族や友人への責務を果たしていたとしても、悲しみ、怒り、後悔など、残された人たちは様々な思いを抱えることが予想される。このような心的状態を害の一種と考えると、「前提①」は擁護され、上の論証も説得力を増すように思える。

この主張に対する反論として、以下を挙げることができる。

反論：家族や友人が自殺によって悲しみ、怒り、後悔などの心的状態を持つ原因の一つは、その社会で受け入れられている自殺の価値についての考えであろう。その意味で、自殺によって自殺者の関係者がある特定の感情を持つことは偶然的なことであり、必然的なことではない。たとえば、家族や友人が関係者の自殺によって悲しみや後悔という感情を持ったとしよう。このような心的状態が持たれた原因の一つとして、「自殺は悪いものでありできるならば止めるべきものである」という考えが歴史的・文化的にその社会の中で維持されてきたことを挙げることができるだろう。もしこの社会において、「自殺は勇敢な行為であり、個人の尊厳を守るために重要なものである」とされていた場合、必ずしも家族や友人は関係者の自殺について上で挙げたような心的状態を持たないと考えられる。このことが示していることは、自殺によって必然的に引き起こされる特定の心的状態はないということであり、これは「前提①」への反論となる (Pabst Battin 1996, pp. 68-69)。

3-2 社会全体への害

誰か特定の個人にではなく、自殺が社会全体に対する害になるという主張もある。たとえば、医師として働いている人が自殺した場合、その人の働きによって救えるはずだった患者が命を落としたり苦しんだりすることが予想される。これは、社会が得られるはずだった善が自殺によって失われる事例である。このような社会への害に訴えて「前提①」を擁護するという考えもある (Pabst Battin 1996, pp. 70-78, Cholbi 2011, pp. 58-60)。

この戦略への反論として次のような主張ができる。

反論①：個人が社会に対して有益な貢献できなかったとしても、それによって道徳的な責めを負うとは考えにくい。たとえある医師が自殺したことで多くの人の命が失われたとしても、

自殺者が医師としての最低限の責務を果たしていたのであれば（自分が宿直の日に突然自殺をするということはない、など）、その行為を道徳的に悪いとすることはできない。このような主張を認めてしまうと、正当に与えられた休暇を満喫することも道徳的に悪いということになってしまう（Cholbi 2012）。

反論②：この種の議論は自殺の功利計算を行ってその悪さを測定するというものであるから、自殺は内在的に悪いということとは言えず、場合によっては認められるし、場合によっては認められないということしか言えない。

3-3 小括

自殺が自殺者以外の存在にもたらす害に訴える論証は、上で見ように、自殺禁止のための決定的な論証にはなり難い。たしかに、個別の事例を見てみると、他者を害する自殺の事例は多くある（子どもの自殺が親に耐えられないような精神的苦痛を与える、など）。そうであったとしても、それは自殺そのものが悪いというよりも、親が子どもに二度と会えなくなってしまったという事態に起因する悪さであり、そのような事態は自殺以外でも実現する（絶交した、政治的な事情で子どもがいる国へ行けなくなってしまった、など）。だから、このような自殺の害に訴える議論は、自殺そのものの悪さを明らかにする決定打にはなり得ない。

4. 自殺は非合理的だから悪いという主張

自殺は非合理的なものであるから悪いとの主張も西洋の伝統ではしばしばなされてきた（Pabst Battin 1996）。たとえば、「イギリスでは自殺は避けよ。失敗すれば犯罪人、成功すれば狂人（lunatic）だ」という表現もあると言うが（松永 2002 p. 12）、自殺の成功を「狂人」と表現することは、それが非合理的なものであることを示唆している。

4-1 自殺の合理性は何を要求するのか

では、自殺はどのような意味で非合理的⁽⁸⁾なものになり得るのか。1つの提案として、以下のようなものがある。

【死後の知識】

自殺が合理的であるのは、その決断が、生きた場合と死んだ場合の自殺者の状態についての信

(8) 本稿では‘irrational’の訳語として「非合理的」という言葉を使う。

頼できる情報に基づいてなされた場合のみである (Devine 1978)。

もしこれが自殺の合理性についての正しい考えであった場合、このような合理性を自殺者は誰も持つことができないだろう。というのも、誰も死後の状態がどのようなものであるか、少なくとも経験的には知ることができないように思われるからである。このことから、【死後の知識】に訴えて、自殺は非合理的なものであると主張することができる。

このような主張に対して、【死後の知識】に訴えて自殺の非合理性を主張することは誤りであるとの応答がある (Luper 2009)。たしかに、【死後の知識】が満たされた状態で自殺の決断がなされていたのであれば、その決断は合理的なものと言えるだろう。仮に、我々が死後、無条件で極楽のような場所に行けるということが、何らかの知覚経験を通じてはっきりとわかっていた場合 (つまり、【死後の知識】が満たされている場合)、その知識に基づいて自殺することは合理的なことだろう。その意味で、【死後の知識】が自殺の合理性についての十分条件を示しているとは言える。だが、そのような知識を得ていなくても、自殺の決断が合理的であるケースを考えることができる。つまり、【死後の知識】は必要条件ではないということである。

【死後の知識】が自殺の合理性についての必要十分条件ではないのであれば、他の十分条件も考えられるということになるが、たとえば、以下のような考えも自殺の合理性についての適切な主張だとの提案がある。

【可能世界の比較】

自殺が合理的であるのは、その決断が、その人が自殺をした世界で得られる価値と、その人が自殺をしていない世界で得られる価値の、適切な比較に基づいて行われた場合である (Brandt 1975)。

【死後の知識】では、自殺者本人の自殺後の状態が焦点になっているが、【可能世界の比較】では自殺によって自殺者がどのような価値を得るのかということに焦点が当たっている。

【可能世界の比較】はある程度見込みのある自殺の合理性についての考えであるように思える。もし私が自殺をする世界で得る価値と自殺をしない世界で得られる価値の比較をある程度正確に行うことができるのであれば、そのような比較に基づいて下される自殺の決断は合理的なものと言うことができるだろう。

実は、【可能世界の比較】と類似的な考えが死の害 (the harm of death) の分析において提案されており、議論の蓄積がある。この考えは剥奪説 (the deprivation account) と呼ばれているが、それによると、死がその人にとって悪い出来事であるのは、その出来事によってその人が死ななければ得ていたであろう価値ある人生が剥奪されるからだとされる (Nagel 1979, Feldman 1991, Bradley 2009, 吉沢 2012-2013)。実際の人生と可能な人生の価値について比較ができるという考えは一定の支持者もおり、類似的な議論を自殺の場合でも行うことができるかもしれない。

このような仕方では自殺の合理性を争うことが、自殺が自殺志願者の福利 (well-being) にどのような影響を与えるのかという問いにつながることも忘れてはならない。【可能世界の比較】に訴えて自殺を擁護しようとする場合、以下の反事実条件文が真であるとの主張を擁護することになる。

【自殺の福利】

もしAが自殺をしていたならば、Aはより多くの福利を得ていただろう。

【自殺の福利】がもっともらしく思えるケースとして、治る見込みがない病におかされた患者が、苦しい闘病生活を経て死ぬことよりも、自殺の一種としての安楽死を選択するケースを挙げることができる。相当な苦痛を感じる世界と、寿命は短くなるがそのような苦痛を感じない世界を比較した場合、後者の方が患者の福利は高いように思える。【自殺の福利】に訴える議論は自殺擁護論の典型でもあるから、このような福利に訴える議論と自殺の合理性についての問いは、哲学における自殺研究の重要なテーマだということになる。

このような主張を展開する上で注意すべき点が2つある。1つ目は、死の剥奪説は、死という出来事的那个人にとってなぜ悪いことなのか説明することを目指しているという点である (Feldman 1991, pp. 205-206)。そのような主張と全く類似的な主張を自殺のケースでもするのであれば、自殺も自殺者が得られた価値の剥奪と理解できるから悪い行為であるとの結論に至ることになるだろう。つまり、自殺した場合と自殺しなかった場合に得られる価値の比較によって、自殺が悪いことが示される可能性があるということである。このことを考慮すると、【可能世界の比較】に訴えて自殺の擁護をするには、死の害とは違い、なぜ自殺によって自殺者はより良い人生を生きることができると言えるのか、説明する必要がある。ここで大きな問題になるのは、自殺によって自殺者の人生は終わる、という点である。人生を終わらせる行為によってなぜ自殺者の人生が良いものになると言えるのだろうか。【自殺の福利】の擁護を目指す場合、この一見矛盾をはらんだ主張を説明し、擁護しなければならない。

2点目は、【可能世界の比較】に訴えて自殺を考えるとすることは、死の害についての剥奪説が抱える問題と類似的な以下の難問を抱えることになるという点である。

【福利向上の時点】

自殺者の福利が向上するのはいつなのか。もし自殺が実行された場合、自殺者は既に存在しないように思える。存在しないものの福利が向上するとは思えない。

死の害についての研究においては、死者が害を被る時があるとの主張を展開する論者もいる (Bradely 2009)。【可能世界の比較】に訴えて自殺を考えようとする場合、このような試みと類似的な試みが自殺においても可能であるかどうか、検討する必要がある。

【可能世界の比較】や【自殺の福利】に訴えて自殺を擁護しようとする議論に対する反論として、以下のような主張が考えられる。【可能世界の比較】などで想定されていることは、ある人が自殺をした世界の価値と、その人が自殺をせずに生きて得た（悪いものも含めた）価値の比較であるが、これは人の価値と快楽や苦痛などの他の価値を比べることができるということの意味しており、前者の特殊性を否定することになる。このことから、【可能世界の比較】や【自殺の福利】は人間などの自律的な行為者のみが持てる一種の尊厳性の否定につながるのと反論が考えられる（Hill 1991, Velleman 1999⁽⁹⁾）。

人間の尊厳性や神聖さなどの特殊な価値に訴える論証も自殺反対論としては典型的なものである。それらについては後述する。

4-2 実際の自殺は合理的なものなのか

前節では自殺が合理的であるとはどのような場合なのか、2つの説を紹介し、検討した。さて、では実際の自殺の事例において、自殺者は【可能世界の比較】が想定しているような合理的な推論を行っているのだろうか。

この点について、自殺者の心理に関する経験的知見に訴えて疑義を向けることができる。自殺とうつ症状には強い相関関係があると考えられているが、うつ症状が強まり、自殺を考える人がその思いを強くしていった場合、彼らは彼ら自身が未来で得ることができる価値について無関心になっていくという心理学的な知見がある。また、自殺を考える人は自分の利益、不利益について考えることをやめてしまい、自殺によって自分が被る害ではなく、他者に与える害を恐れるようになるという知見もある（Baron 1999）。また、自殺者は実は自殺を誰かにとめて欲しいと願っていることが多く、自殺をする前に何らかのシグナルを周囲に発しているという知見もある（Shneidman 1985）。

これらの経験的知見が示していることは、前節で見たような合理的な推論は実際にはそれほど見られないということである。未来に対して無関心である人が、その人が未来において得られる価値について合理的な判断を下しているようには思えない。同様に、自分の利益、不利益について考えることをやめた人も、自殺によって得られる価値について合理的な判断を下すようには思えない。

これらの知見は自殺の合理性に疑義を向けるものではあるが、同時に、これらの知見が自殺の悪さ、もしくは、許容性等も示しているのか、議論がわかれる。たとえば、自殺は自己愛に基づくものだと観点から自殺反対論を展開する方途があるが、このような議論に対しても上述した知見は疑問を呈するものとなる。というのも、上述の知見が示しているのは自殺が自己

(9) Velleman自身は、耐え難い苦痛などによって自殺志願者の合理的な行為者性が破壊されることがあり、そのような場合の自殺は道徳的に悪いとは言えないとする議論を展開している（1999, p. 618）

愛に基づくものではなく、むしろ自殺者は自分の利益や不利益を考えられない一種のニヒリストであるということだからである (Cholbi 2002)⁽¹⁰⁾。

4-3 合理性の価値についての問題

ここまでで自殺の合理性について検討してきたが、自殺は非合理的であるから悪いという主張は、「非合理的な行為は悪い」との合理性と悪さの関係についての想定に支えられている。この想定は議論がわかるものであろう。

紙幅の関係上、この点について詳しく論じることができないが、この想定に関して、次の2つの問題を考察する必要がある。

【愚行権の問題】

たとえ合理的でない行為、非合理的な行為であったとしても、その行為が他者を害しないのであれば、悪いとまでは言えないとの考えがある (Mill 2003)。これは「愚行権」と呼ばれる権利についての主張であるが、たとえ自殺が非合理的な行為であったとしても、それが他者を必然的に害する行為でないのであれば、悪い行為ではないと考えることができるかもしれない。

【合理性と規範性について】

たとえ合理的な行為であったとしても、その行為をなすべき規範が我々に課されるかどうかは議論の余地がある。あなたとある仕事を争っているライバルがいたとして、彼が死んでしまうことが、あなたがその仕事を得るために必要なことであるとする。その場合、典型的な実践合理性が我々に課すことは、そのライバルを殺すことだが、そのような殺人を行うべきだとは到底思えない (Bratman 1987, pp. 23-30, Broome 1999, pp. 409-410)。これは、合理性が我々に要請することが、必ずしも規範的ではないということを示しているようにも見える。このような合理性と規範性の問題を考慮にいと、たとえ自殺が合理的な行為であったとしても (または不合理的な行為であったとしても)、それにより我々に自殺の行為についての規範が課されているかは不透明だということになる。

(10) この節では、多くの自殺事例において伝統的に想定されているような合理的な推論が行われていない、という主張を提示したが、この主張は全ての自殺事例に当てはまるものではない。個別の事例においてどの程度合理的な推論が自殺者によってなされたのか、明らかにするには事例ごとに詳細を検討する必要がある。本節で擁護が試みられている考えは、「『相当数の自殺事例において自殺者は一定の合理的な推論を行っている』という主張は誤りである」、というものである。

4-4 小括

自殺の合理性についての問いは西洋において活発に議論されてきた。自殺の合理性と自殺によって得られる福利を結び付け、自殺を選択する方がその自殺者の福利を向上させられると主張して自殺を擁護しようとする戦略には一定の支持者がいる。自殺する人の福利向上の時点に関する問題とも関係するこの戦略は、今後も自殺擁護論者・反対論者双方から議論されるものだろう。また、自殺の合理性が持つ価値についての問題は、上述したような合理性と規範性の関係に関する議論も参照しつつ、考察を行う必要がある。

5. 人間の生命には特殊な価値があるから自殺は悪いとの主張

次に、人間の生命には特殊な価値があり自殺はそのような価値を否定するものであるから悪いという考えについて見ていく。

人間の生命に特殊な価値があることは、「尊厳性 (dignity)」や「神聖さ (sanctity)」という言葉で表される⁽¹¹⁾。

人間の生命に何らかの特殊な価値があるとすると、そのような価値が自殺者の生命にもあるということになるから、自殺は悪いという結論に至る。この議論の展開はわかり易い。ここから、人間の生命の特殊な価値を絶対的なものととらえ、それは犯すことができない神聖なものだと想定した場合、人間の生命のそのような神聖さ故に、どのような場合でも自殺は悪い行為であるという強い主張が与えられるかもしれない(Keenan 1996, 1997)。この帰結を【自殺の絶対悪】と呼ぼう。

【自殺の絶対悪】への反論として、以下のような主張が考えられる。

反論①：【自殺の絶対悪】はどんな場合でも自殺は悪い行為であるとの強い主張であるが、この主張に対する反論として、2-1で見たものと類似的な主張を挙げることができる。もし人間の生命がどんな場合でも犯すことができない神聖なものであるとすると、正当な裁判を経て下された死刑判決の執行や、正当防衛による殺人も悪い行為だということになるが、そのような含みが受け入れられるものであるかどうかは議論がわかる。

反論②：もし【自殺の絶対悪】のような主張が認められてしまうと、質的に劣悪な人生しか生きられない場合でも自殺は認められないということになるが、そのような結論は受け入れ難い

(11)「神聖さ (sanctity)」という考えは、「人間の命は神からの贈り物であり、それは絶対的に尊重されなければならない」という宗教的な理念から来ているとしばしば言われるが、倫理学においてこの言葉が人間の生命の価値を表す言葉になった経緯はよくわかっていない。(Keenan 1996, Baranzke 2012) を参照。

ものであり、【自殺の絶対悪】は拒絶されるべきだとの主張もある。このような主張の擁護者たちは、人間の尊厳性・神聖さなるものは、あくまでその人の人生の中で得られる質的な価値（クオリティー・オブ・ライフ quality of life）という観点から理解されるべきだとの考えを持っている（Singer 1999）。つまり、ある人間が尊厳性を持つのは、その人間が生きる人生がある程度の良い質的な価値を持っている場合であるということである。

反論③：人間の生命が持つ特殊な価値を尊重することと、自殺の容認は両立する可能性がある。もし自殺者の未来があまりにも残酷なものであった場合、それを避けようとして自殺の決断をすることは必ずしも人間が持つ重要な価値を否定することにはならない（Dworkin 1993, p. 238）。また、極度の痛みや苦しみ、うつ症状などによって、自律的な行為者性が失われる場合、そのような状態を強要することは人間が持つ価値をないがしろにする行為であるから、人間が持つ重要な価値を尊重するためにも自殺は認められるべきという主張も考えられる（Kamm 1997, Velleman 1999, Cholbi 2010）。

人間が持つ特殊な価値に訴えて自殺を擁護しようとする試みは、現在哲学の分野以外でも見られる大きな影響力を持っている論法であろう。ただ、そこで想定されている人間の価値の特殊性がどのようなものなのか、不明確な場合が多い。しばしば宗教的な背景から人間の生命の不可侵性が主張されることがあるが、宗教的な理念を前提にしたとしても、人間が神聖であるのは何らかの生き方（道徳的に優れた生き方、宗教的な生き方、など）をしている場合であり、どのような人間の命もそのような不可侵性を持っているわけではないとする考えもある（Branzke 2012, p. 299）。このことは、神聖さにしろ、尊厳性にしろ、人間の持つ特殊な価値なるものが曖昧なものであり、解釈によっては同じ言葉から全く異なる規範が導き出される可能性があることを示唆している。

このことから、もし人間の持つ特殊な価値に訴えて自殺を論じるのであれば、もともと曖昧な概念を明確にするという難行を行うのではなく、その考えがどのような規範を我々に要求するのか考えていくという戦略をとった方が良いように思える。その意味では、反論③で見た近年の研究動向は注目に値する。人間の特殊な価値が要求する規範を明確にし、どのようにそれらの規範の正当性を説明できるのか整理することで、人間の価値と自殺の関係をより明確にすることが期待できる。

6. 自殺は悪徳の顕れだから悪いとの主張

プラトンは自殺の悪さについて、それが人生を生きる上での怠惰からきたものだと述べてい

るが (Plato, 873, c-d a3-5)、これは自殺が一種の「悪徳の顕現」であるという主張である⁽¹²⁾。もし自殺が何らかの悪徳の現れであるならば、自殺の悪さをそのような悪徳という観点から説明することができるかもしれない。

自殺が悪徳の顕現であるのか、それともむしろ美德の現れであるのかという論点は、プラトン以外の歴史上の哲学者たちも論じている。たとえば、ヒュームは自殺の決断は死の恐怖を克服した勇敢なものであり、注意深い考察と心の明瞭さを必要とすると述べているし (Hume 1783)、ある女性の自殺を美德の現れとして描いた演劇を讃美することもあったと言う (Baier 2008, pp. 312-313)。

自殺が悪徳の現れであるのか、それとも美德の現れであるのか、プラトンとヒュームは異なる見解を示しているが、現代の議論においても自殺を美德や悪徳という観点から論じようとする試みがある。ここにある難病にかかっているタロウという人物がいたとしよう。現代の医学ではこの難病の根治は不可能と言われており、タロウは自らの将来を悲観して自殺を考え始めている。ただ、自殺が困難に立ち向かうことを放棄する臆病な決断であるとも思い、どうすべきか、思いあぐねている。つまり、タロウにとって、自殺をするべきか否かという問いは、その行為が臆病なものであるか否かという問いであるということである。このような問いを立てているタロウに対して、自殺の権利や自殺の義務などに訴えて自殺を容認・拒絶しても、タロウの助けにはならない。それは、権利や義務に訴える自殺の価値の説明では、自殺が臆病なものであるか否か、明らかにされないからである。ある行為をする義務がなかったとしても、その行為をしないことは臆病であるかもしれない。また、ある行為をする権利があったとしても、その行為の実行は臆病であることがあることもある。つまり、タロウが持つ自殺についての権利や義務が明らかになったとしても、タロウが自殺することが臆病な行為であるか否かは明らかにならないということである (Bogen 1980)。

自殺を美德や悪徳という観点から評価していくという戦略は、「徳倫理学 (virtue ethics)」が活況を呈する現代倫理学の視点から見ると、興味深いアプローチだということになる。このような徳に訴える自殺の価値の探究について、次のようなさらなる研究課題がある。

①徳に訴えて倫理学を考察しようとする論者の中には、あるタイプの行為に固定的な道徳的価値はないとする個別主義的な論者もいるが (Swanton 2001)、徳倫理学のそのような個別主義的な含みを否定する論者もいる (Crisp 2000)。自殺の価値を徳に訴えて説明する場合、自殺は事例ごとに異なる道徳的評価を下されることになるのか。それとも、自殺というタイプの行為には何らかの美德もしくは悪徳の顕現が常にあるのだろうか。

(12) プラトンはこの箇所ですべて自殺が容認される場合も列挙しているから、全ての自殺のケースが悪徳の現れであると主張しているわけではない。

②権利や義務によって自殺の価値を説明することと、徳に訴えて説明することは、どのような関係になるのだろうか。前者は後者に付随するようなものであり、後者を考察することで前者についての答えも自ずとでるのだろうか (Hursthouse 1999, Slote 2001, Swanton 2001)。それとも、2つのアプローチは別種のものであり、後者を探究したからと言っても前者についての答えがでるわけではないのか (Das 2003, Crisp 2012)。

①は道徳的個別主義についての問いであり、②は徳や権利、義務などの規範的な概念の間の説明関係についての問いである。両者は共に現代の倫理学一般においても重要な話題とされていることから、自殺の価値を徳に訴えて考察していくというアプローチは、これら倫理学一般にも影響を与え得る、実りの多いものとなることが予想される。

7. 終わりに

以上、自殺の道徳的価値に関する典型的な議論を見てきた。ここまでの調査をまとめると以下ようになる。

①神に訴える伝統的な自殺反対論は擁護することが難しい。神に関する想定を受け入れたとしても、この種の反対論に対する応答の余地がある。

②自殺が自殺者以外の人に与える害に訴える論証も決定的なものにはなりにくい。自殺によって必然的に他者が被る害を想定することは難しい。

③自殺と合理性の関係については議論の余地がある。合理性と福利については、死の害に関する研究において蓄積が見られることから、その分野の議論を参照しつつ自殺の合理性と福利の関係性を探究することは有益であると思われる。また、自殺が持つ合理性・非合理性が、この行為の悪さ・正しさを説明するかどうかという点についても研究の余地がある。

④人間の神聖さ、尊厳性に訴える論証についても研究の余地がある。人間の神聖さ、尊厳性が、どのような規範を我々に課すのか、そしてそれらの規範は正当なものなのか、先行研究も踏まえて検討していくことは有益であると思われる。

⑤美德や悪徳に訴えて自殺の価値を考察するというアプローチにも研究の余地がある。自殺の価値を徳に訴えて考察することで、倫理学一般で問題になっている道徳的個別主義や道徳的概念の間の説明関係についての問いにも、示唆を与えることができる可能性がある。

これらの考察が適切なものであるとすると、特に③、④、⑤で示された自殺の道徳的価値についての探究にはいくつかの重要な課題が残されているということになる。これらの諸課題に取り組むことで、自殺の道徳的価値の内実を明らかにするだけでなく、関係する哲学的諸問題についても重要な知見を得ることができる可能性がある。

参考文献

- Adams, R. M., 1987, "Moral Arguments for Theism", in *The Virtue of Faith and Other Essays in Philosophical Theology*, New York: Oxford University Press, pp. 144-163.
- Adams, R. M., 1999, *Finite and Infinite Goods*, New York: Oxford University Press.
- Aquinas, St. Thomas., 1945 *Summa Theologica*, in Pegis, P. (ed.), *Basic Writings of Saint Thomas Aquinas*, New York: Random House. [高田三郎、山田晶、稲垣良典ほか(訳)『神学大全』創文社、1960-2012年]
- Aristotle, 2000, *Nicomachean Ethics*, Crisp, R. (trans.), Cambridge: Cambridge University Press. [渡辺邦夫、立花幸司(訳)『ニコマコス倫理学』(上下)光文社古典新訳文庫、2015-2016年]
- Augustine, St., 1958, *City of God*, Walsh, G. G., Zema, et al. (trans.), Garden City, N.Y.: Image Books. [赤木善光ほか(訳)『神の国』、『アウグスティヌス著作集』第11巻から第15巻に所収、教文館、1980-1983年]
- Baier, A., 2008, "Enquiry concerning the Principles of Morals: Incomparably the Best?" in Radcliffe, E. (ed.), *A Companion to Hume*, Oxford: Blackwell, pp. 293-320.
- Baron, R. A. (ed.), 1999, *Essentials of Psychology*, Needham Heights, MA: Ally & Bacon.
- Bogen, J., 1980, "Suicide and Virtue Ethics", in Battin, M. & Mayo, D. (eds.), *Suicide: The Philosophical Issues*, New York: St. Martin's.
- Bradley, B., 2009, *Well-Being and Death*, Oxford Clarendon Press.
- Brandt, R., 1975, "The Morality and Rationality of Suicide", in Perlin, S. (ed.), *A Handbook for the Study of Suicide*, Oxford: Oxford University Press.
- Branzke, H., 2012, "Sanctity of Life — A Bioethical Principle for a Right to Life?", *Ethical Theory and Moral Practice*, 15, pp. 295-308.
- Bratman, M., 1987, *Intentions, Plans and Practical Reason*, Cambridge, MA: Harvard University Press. [門脇俊介、高橋久一郎(訳)『意図と行為—合理性、計画、実践の推論』産業図書、1994年]
- Broome, J., 1999, "Normative Requirements", *Ratio*, 12, pp. 398-419.
- Cholbi, M., 2002, "Suicide Intervention and Non-Ideal Kantian Theory", *Journal of Applied Ethics*, 19: 3, pp. 245-259.
- Cholbi, M., 2010, "A Kantian defense of prudential suicide", *Journal of Moral Philosophy*, 7, pp. 489-515.
- Cholbi, M., 2011, *Suicide: The Philosophical Dimensions*, Peterborough, Ontario: Broadview.
- Cholbi, M., 2012, "Suicide", in Zalta, E. (ed.), *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, <https://plato.stanford.edu/entries/suicide/> (accessed: 03/04/2017).
- Crisp, R., 2000, "Particularizing Particularism", in Hooker, B. & Little, M. G. (eds.), *Moral Particularism*, Oxford: Oxford University Press, pp. 23-47.
- Crisp, R., 2012, "A Third Method of Ethics?", *Philosophy and Phenomenological Research*, 90: 2, pp. 257-273.
- Das, R., 2003, "Virtue Ethics and Right Action", *Australasian Journal of Philosophy*, 81: 3, pp. 324-339.
- Devine, P. E., 1978, *The Ethics of Homicide*, Ithaca: Cornell University Press.
- Donne, J., 1608, *Biathanatos, A Declaration of that Paradoxe, or Thesis, that Selfe-homicide is not so naturally Sinne*,

- that it may never be Otherwise*, London: Humphrey Moseley, 1648.
- Dworkin, R., 1993, *Life's Dominion*, New York: Knopf. [水谷英夫、小島妙子 (訳) 『ライフズ・ドミニオン—中絶と尊厳視そして個人の自由』 信山社、1998年]
- Feldman, F., 1991, "Some puzzles about the evil of death", *The Philosophical Review*, 100, pp. 205–227.
- Ferngren, G., 1989, "The Ethics of Suicide in the Renaissance and Reformation", in Baruch, B. (ed.), *Suicide and Euthanasia: Historical and Contemporary Themes*, Boston: Kluwer Academic, pp. 155–181.
- Kamm, F., 1997, "A Right to Choose Death?", *Boston Review*, 22, pp. 20–23.
- Keenan, J., 1996, "The concept of sanctity of life and its use in contemporary bioethical discussion", in Bayertz, K. (ed.), *Sanctity of life and human dignity*, Boston, London: Dordrecht, pp. 1–18.
- Keenan, J., 1997, "The moral argumentation of *evangelium vitae*", in Wildes, K. (ed.), *Choosing life—a dialogue on evangelium vitae*, Washington: Georgetown University Press, pp. 46–62.
- Locke, J., 1988, *Two Treatises of Government*, Laslett, P. (ed.), Cambridge: Cambridge University Press. [加藤節 (訳) 『統治二論』 岩波書店、2007年]
- Luper, S., 2009, *Philosophy of Death*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Pabst Battin, M., 1996, *The Death Debate. Ethical Issues in Suicide*, Upper Saddle River, NJ: Prentice-Hall.
- Plato., 1997, *Plato: Complete Works*, Cooper, J. (ed.), Indianapolis, Cambridge: Hackett Publishing Company. [向坂寛、加来彰俊、森進一、池田美恵 (訳) 『法律』 『プラトン全集』 第13巻に所収、岩波書店、2005年]
- Hill, T. E., 1991, "Self-Regarding Suicide: A Modified Kantian View", in his *Autonomy and Self-Respect*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 85–103.
- Holley, D. M., 1989, "Voluntary Death, Property Rights, and the Gift of Life", *Journal of Religious Ethics*, 17: pp. 103–121.
- Hume, D., 1783, "Of Suicide", reprinted in Singer 1986. [福鎌忠恕、斎藤繁雄 (訳) 「自殺について」 『奇跡論・迷信論・自殺論』 法政大学出版、1985年]
- Hursthouse, R., 1999, *On Virtue Ethics*, Oxford: Oxford University Press. [土橋茂樹 (訳) 『徳倫理学について』 知泉書館、2014年]
- Mill, J. S., 2003, Warnock, M. (ed.), *Utilitarianism and On Liberty* (second edition), Oxford: Blackwell Publishing. [山岡洋一 (訳) 『自由論』 光文社古典新訳文庫、2006年]
- Nagel, T., 1979, "Death", reprinted in Singer 1986. [永井均 (訳) 「死」 『コウモリであるとはどのようなことか』 勁草書房、2006, pp. 37–55]
- Shneidman, E., 1985, *Definition of Suicide*, New York: Wiley & Sons.
- Singer, P., 1986, *Applied Ethics*, Oxford: Oxford University Press.
- Singer, P., 1999, "Is the sanctity of life ethic terminally ill?", in Kuhse, H. & Singer, P. (eds.), *Bioethics: An Anthology*, Oxford: Blackwell Publisher, pp. 292–301.
- Slote, M., 2001, *Morals from Motives*, Oxford: Oxford University Press.
- Swanton, C., 2001, "A Virtue Ethical Account of Right Action", *Ethics*, 112, pp. 32–52.
- Velleman, D. 1999, "A right of self-termination?", *Ethics*, 109, pp. 606–628.
- 松永幸子、2002、「近世イングランドにおける初期自殺論の特性」、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第42巻、pp. 11–20。
- 吉沢文武、2012–2013、「死者の問題のためのいくつかの形而上学的枠組みについて」、*Contemporary and Applied Philosophy*, 4, pp. 1–18.